

北海道自然保護協会

1973

一野付半島(尾岱沼)一

昭和48年6月

No. 13

協会の再出発にあたって

各地からの要望と情勢

十勝から

芳賀良一

北海道自然保護協会の体質が問題視されてから久しい。さいわいにも、多くの会員の願いがみのり、脱皮して新しい出発をむかえることのできたことは、ほんとうによろこばしい。当然のことながら「自然環境を大切に、これ以上の破壊をふせごう」という会員の素朴なねがいが、じゅうぶんに反映するよう期待したい。

いつまでも「自然と開発との調和をはかる」というような、妄想にも似た考えにとりつかれていては、いつしか傷口をひろげ、協会も自然環境も、一層悪化させることは疑いもないであろう。

情勢と要望

(一) 昨年六月に公布をみた自然環境保全法は批判もあるが、自然保護の大きなとりでとなるにちがいない。しかし、その内容はあまりよく知られていない。自然公園法や森林法との関連などについても知識不足である。この際、専門家の実際的な解説をうける機会など、ぜひおねがしいたい。

(二) 日高山脈えりも国定公園(仮称)が話題になったが、昨年度は指定が見送りになった。北海道(四十六年四月)の「日高山脈えりも国定公園(仮称)予定地域及び公園計画案」をみると、保護計画はともかく、利用計画には賛成できないことが多い。策定を再検討する必要のあることは明らかである。

だが、自然公園法による指定をうけるよりも、自然環境保全法による原生自然環境保全地域などの、強力な保護をうけることのほうが望ましい。十勝自然保護協会日高小委員会では目下、鋭意勉強中であるが、このままでは日高山脈縦貫道路(車道)が、カールをぶち抜いて四本もできかねない。協会が、この計画の策定に関与していただければ、早急に対策を講ずべきではないだろうか。

(三) 日高山脈の保護とともに、道東地方の太平洋沿岸(大樹)厚内の原生花園・湿原もまた、学術的にきわめて貴重な自然である。昨年度、伊藤浩司北大助教授の二度にわたる調査から、そのことが明確に裏づけられた。とくに大樹町は立地条件が工業基地としての適性をもち、将来、石油コンビナートや火力発電所などの有力な建設予定地となっている。すでに観光会社の名のもとに、用地買収が着

々とすすめられている。こうした事実から十勝の太平洋沿岸の原生花園・湿原は、自然環境保全法による指定を急がねばならないこと理由が、おわかりいただけるよう。

(四) 大雪山縦貫道路については、地元・帯広市長や旭川市長が建設期成会副会長を兼任し、地区労なども反対の態度を明確にし、ようやく中止の機運が高まってきた。今後、も根気よく建設中止を呼びかけていきたいが、こうしたことを行政に反映させなければ意味がない。新しく設置される自然環境保全審議会が、重要な役割を果たすものと予想される。したがって、委員に協会の意見などがじゅうぶん反映できるようであってほしいと切望する。

協会の再出発にあたって、十勝からの情報と要望をのべ、自然保護のため一層の発展を期待するものである。

(本協会理事・十勝自然保護協会理事)

南北海道自然保護協会から

宗像英雄

北海道自然保護協会の新態勢を非常に心強く思い、全道的に指導的立場を堅持してくださることを期待している。この機会に若干の要望をさせていただきます、あわせて当地域の情勢をこ一報申しあげたい。

○要望

(一) 地方の問題点については、地方各団

体の自主性を尊重しながら指導と支援をおねがいしたい。(特に中央交渉等)

(二) 自然保護に関する理論、運動方法、全国情勢の把握など地方により格差があるとすれば、そのうえからも出張学習会またはかつて美唄の道立林業試験場で行なわれた、自然保護セミナーのような行事などを計画していただければありがたい。

(三) 全道的にみて手うすな地域の問題については、北海道自然保護協会が積極的にとり組むか、あるいは地方団体を育成する、などの工夫をしていただきたい。

○情勢報告  
当協会は昭和四十六年八月、北海道自然保護協会のご指導により誕生、爾来、主として函館山周遊車道の件ととり組んできた。現在会員一四〇名。

一、函館山周遊車道の路線変更運動  
当協会の方針を支持する一般市民の運動参加により、市当局は変更を確約したものの、一部着工した箇所が開削されたまま放置されており、また、市理事者の函館山利用の構想に前向きな姿勢が見られず、その管理態勢もきわめて杜撰なので、新たな角度から保護運動を展開しようとしている。

二、クロマツ防砂林保存運動  
明治二十年代、市の先人が巨額な私財を投じて、長年月をかけて根崎海岸線に広大な防砂林を造成した。その一部が先人苦戦の遺産として湯川温泉街に接して現存している。市議会は、都市の緑地環境としても貴重な存在である、この由緒あ

るクロマツ林を伐採して一部に公共施設を建築し、さらに残りの全部を売却して市立病院の赤字補填に当てることを議決した。時代錯誤もはなはだしい市理事者の、前近代的感觉と次元の低い政治姿勢に対し目下挑戦中。

三、横津岳スカイライン  
亀田山脈(横津連峰)には、不動産業者の計画に二市二町の地方自治体も積極的に参与して「横津岳スカイライン」を策定しつつある。原生林、水源涵養林、高層湿原、鳥獣などへの悪影響が予想されるので、当協会の調査部が「七飯自然を守る会」と共同で調査を開始した。

四、一般状勢  
函館市をはじめ道南の地方自治体理事者の緑地保全意識はきわめて貧困、行政も低次で、また経済会も目前の小利しかみる目を持たず、将来への堅実な展望を欠いている。そのため、道南緑地環境の主要な部分はほとんど、レジヤー施設の本州資本に喰い荒らされつつあるのが現状である。

(本協合理事・北海道自然保護協会会長)

最近の動向として、当協会では昨年以來統けてきた上郡行政機関への陳情が、われわれの意図する方向には余りにも遅々として進まないで、思い切った対応も会長が上京、三木環境庁長官に直接陳情書を提出した。

門脇松次郎  
苦小牧自然保護協会から

石狩中央部低地帯唯一のウトナイ湖(海跡湖)と、この湖の水源となっている美々川ほか八ツの河川と湿原の周辺は苦小牧東部大規模工業開発というナショナルプロジェクトの進展から、この二、三年土地開発ブームとなり、不動産業者の狂奔、跳梁による土地売買の激増が、個人の土地所有を約二千人という驚異的な数に登らせてしまった。こうなると、この地域の河川や湿原がどのような変貌を招来するか全くお先真っ暗である。このような現況から、去る三月十二日「苦小牧美々川、ウトナイ湖周辺の河川及び湿原の永名久保存について」という、陳情書の提出に及んだのである。なお、この陳情書につきの附記を添付した。

「苦小牧、美々川、ウトナイ湖、勇払川間の湿原地帯永名久保存に対する現地視察の要請について」という表題で、昨年(昭和四十七年九月、大雪縦貫道路視察の帰路、千才空港において陳情)前環境庁小山長官が来道された折りにもご要請申しあげておりましたところですが、本道における重要環境保全地区視察のためご来道の際には、ぜひ当地を視察日程に加えられるよう重ねてご要請申しあげますという内容である。

この陳情が、どんな形となって現われくるか予想はつきかねるが、いずれにせよ、なんらかの反応があるのではないかとと思われる。このほか、アオサギコロニー周辺の環境保全についての陳情・要望などの運動をおこなっている。

(本協合理事・苦小牧自然保護協合理事)

### 協会活動状況

(特別の記事のないものはすべて植物園において)

●昭和四十七年六月十三日  
第四十三回理事会

出席者―井手・田川・斎藤(雄)・高橋・坂本・渡辺・宮脇・島倉・金光・辻井のはか岩本理事代理として小池・関理事代理として田代

一、全国自然保護連合総会(五月二十八日)報告―新全総・林野庁の伐採方式の再検討、干潟の保全が決議された。

二、豊平峡ダムについての意見書・羊蹄山ロープウェイ設置についての意見書提出を決定(HNCS九一・九二号参考)。

三、道々士幌・然別線の現地調査を決定井手・伊藤浩氏を現地に派遣する。

四、勇払湿原について  
苦小牧自然保護協会では財務局に対して、湿原払い下げの決定には、自然保護上じゅうぶんな配慮をしてほしい旨の要望をするが、これを本協会としても支援することに決める。

●六月十八日  
講演会  
於・札幌林業会館 「世界のツル・日本のツル」講師G・アーチボールド  
北海道野鳥愛護会と共催・参加者五四名

●六月二十八日  
第四回理事会  
出席者―東条・小関・坂本・斎藤(雄)・明道・井手・石川・辻井・柳崎・奥村

一、大雪山の道路問題について  
再度意見書を提出することに決定（H NCS九四号参考）。

二、札幌市都市計画道路一・一・二環状どおりの天然記念物円山原始林付近の通過について、道路計画の説明をうける。

#### ●八月七日

#### 第四十五回理事会

出席者—斎藤(雄)・田川・坂本・伊藤(秀)・宮脇・大矢・島倉・石川・折崎・高倉のほか今井理事代理として石田

一、恵庭岳復元計画について—意見書(H NCS九五号)の提出を決定。

二、道々清水・糖平線について。鹿追町の道々二四号線のカシワ保存についての意見書(H NCS九三号)の提出を決定。

#### ●九月二十五日

#### 緊急理事会

於・富士屋ホテル

出席者—宮脇・伊藤(秀)・石川・高橋・坂本・斎藤(春)・斎藤(雄)・渡辺・田川・今田・犬飼・折崎・明道・小関・島倉のほか岩本理事代理として町野。

一、大雪の道路問題について

いわゆる道々忠別清水線について北海道開発局開発調整課茅課長補佐、高橋開発専門官が出席、道路計画につき説明あり、質疑が行なわれた。

従来の経過は九月八日、環境庁から現計画路線について、①森林帯への影響、ことに美瑛側、新得側の急斜について、②亜高山帯、高山帯については原始性が損なわれること、高山植生の復元が困難

であることなどの指摘が行なわれ、これに対し開発局から同月十三日に①特別保護地区は回避したこと、②森林帯については美瑛側で一、二〇〇m、新得側で一、一四〇mにトンネル口を設けること、急斜は別ルートをもつて回避することを説明した。環境庁からはさらにトンネルを長くできないかどうか、現地の意見を聞きたいとのこと、動植物および地質関係の調査の必要性につき質問が出されたが同月十九日、検討の結果条件さえ守られれば許可するにやぶさかでない旨、回答があったという。

理事会からは、観光道路か産業道路か十勝、上川を結ぶ必要性などにつき質問が行なわれた。

#### ●十月三日

#### 第七回例会

於・石狩会館

全国自然保護連合の中村芳男理事長をむかえ、中村理事長が自然保護運動について講演したのち、大雪山縦貫道路予定地附近の八ミリ映画(七月中旬・撮影西村)を映写し、中村理事長を囲んで大雪問題について懇談。

大雪の自然を守る会と共催・参加者六〇名。

#### ●十月十六日

#### 第四十六回理事会

於・石狩会館

出席者—石川・斎藤(雄)・島倉・田川・坂本・渡辺・伊藤(秀)・高倉・小関・高桑・明道・井手

一、会長の辞任について

東条会長より会長を辞任し、一理事として協力した旨の申し入れがあり、理事長がこれを披路、承認する。

二、大雪山の道路問題について

大雪縦貫自動車道路「道々忠別・清水線」に対する要望書を自然公園審議会全委員に送ることに決定、会長・副会長がこれを承諾しない場合は、理事会名で送ることにして了承された。

#### ●十月二十七日

#### 第四十七回理事会

出席者—金光・折崎・島倉・坂本・宮脇・斎藤(雄)・田川・明道・伊藤(秀)・斎藤(春)・井手・辻井のほか、岩本理事の代理として浜田、関理事の代理として千葉。

一、大雪山の道路問題について

大雪山縦貫自動車道路「道々忠別・清水線」建設反対に関する意見書を日本鳥学会等関連学会・自然保護団体と合同で出す件について協議、これを承認した。

二、理事会の運営について

理事会の運営に問題があることが一部理事から指摘され、この問題をふくめ臨時総会を開く必要があることが認められた。

#### ●十一月二十日

#### 第四十八回理事会

出席者—犬飼・金光・小関・渡辺・斎藤(雄)・宮脇・坂本・田川・島倉・井手・石川のほか萩原理事代理として加藤、山谷理事代理として千葉。

一、臨時総会の開催について

会長辞任にともなう今後の運営方法を

論議するため、十二月一日自治会館において、臨時総会を開くことに決定、総会の議題として会長辞任にともなう事後処理と規約改正問題をとりあげること承認した。

#### ●十二月一日

#### 第一回臨時総会

於・自治会館

議題 会長辞任にともなう経過報告と事後処理について(議長・八木健三)

#### 一、経過報告

臨時総会を招集した理由として、会長・副会長が大雪山道路問題で理事会と意見が対立辞任、今後の会の運営方法を規約改正をふくめて、総会にはかる必要があった経過を報告。

二、会運営に対する意見

会は理事会だけでなく会員の総意によって運営すべきであり、今後重要問題は臨時総会を開くべきだ(山本)。協会は、自然を守ることを考えればよい。自然と開発の調和を協会が心配する必要はない(新妻)。会員の七五%以上が反対している。大雪問題に対しては明確な態度のとれない理事会の運営には、問題がある(西村)。開発のメリットを考るなら、一般団体と変わりがない。自然を守るという基本理念が大切だ、政治活動はむづかしいが、いまの政府には必ずしも期待できないので、政治の場に持ち出さなければならぬこともあろう(熊木)、などの意見が出され、規約改正の必要が認められた。

三、会則改正について

三、会則改正について

会則改正で委員として大学関係(小関

・八木)、研究機関(鮫島・西村)、地方代表(芳賀・門脇)、市民代表(坂本・石川(治))、法人代表(王子造林)の九名が委員として選出承認された。この委員は至急、会則改正案を検討、改正案のできた時点で、再度臨時総会を招集することにした。(出席者一八〇名)

### ●昭和四十八年一月二十六日

#### 第二回臨時総会

於・札幌農林会館

議題 会則改正案の審議、およびこれにもとづく理事の選出について(議長・齋藤雄一)

#### 一、会則改正案の提案

理事選出に選挙制の実施・理事長の廃止など改正理由の説明が委員会(八木健三)より報告され、改正案が示され承認された。また、これと同時に理事選出規定が提案され承認された。

#### 二、理事選出について

理事選出規定にもとづく選挙管理委員として、小関隆禎・小池保子・前田満・村本輝夫・山口 透の五名が選出され昭和四十八年二月二十日を第一回理事選挙日とすることに決定した。(出席者一六〇名)

### ●三月十七日

#### 理事會

出席者―小関・齋藤(雄)・井手・坂本・牛来・伊藤(秀)・齋藤(春)・犬飼・高橋・鮫島・吉田・辻井・西村のほか委任状が石川(俊)・上田・八木・伊藤(浩)・小川より提出された。

一、選出による理事の選出について

会長選出までの仮議長として齋藤雄一理事を選出、理事選出規定にもとづく残り十名の理事として、地域・職業別等を考慮して各理事から候補者の推選を受けたのち、七名を話しあい、三名を選挙により選出した(役員改選の経過参考)

### ●三月三十一日

#### 第一回理事會

出席者―石川(治)・井手・伊藤(秀)・伊藤(浩)・小関・門脇・久万田・小池・牛来・齋藤(春)・齋藤(雄)・坂本・鮫島・辻井・西村・野田・芳賀・宗像・村本・明道のほか委任状が荒磯・高橋・八木・石川(俊)・小川・重岡・犬飼より提出された。

一、会長、副会長・常任理事の選出について―会長に伊藤秀五郎理事を満場一致で選出、副会長に齋藤雄一、常任理事に久万田敏夫・辻井達一・西村 格の各理事を選挙で選出した。

#### 二、事務局職員の交代について

渡辺伊沙子氏の退職にともない、荻原てい氏を後任とすることを承認した。

#### 三、総会日付について

五月十九日(土)を総会開催日と決定した。



## 規約改正と

## 役員改選の経過

### △規約改正の経過報告▽

鮫島 惇 一郎

北海道自然保護協会が発足してから十年あまりを経過したわけであるが、その間、協会の果たした役割りは、完全とはいえないまでも大きかったといえる。しかし近年、北海道内の自然破壊が急激に進みはじめ、とくに行政的判断による保護と開発の、その可否が大きな比重を占めてきた情勢にあつては、協会の運営のされかた、その理念のあり方の欠陥がにわかたに浮きぼりされてきたことも事実であつた。とくに大雪問題に端を発した協会内の理事者と理事者、理事会と会員との間の意志の疎通の不適合はこの欠陥をさらけだしたもので、また会員のあいだでその改善をはかる声が大きくなつてきていた。

この間、東条会長、今井副会長が辞任されたこともあり、その善後処置を早急にする必要が生まれてきた。このような動きを背景として、協会のたてなおしをはかるべく、昭和四十七年十二月一日、臨時総会が自治会館において開かれた。会員の意志が直接に理事会に反映し、会

員の総意によって協会が運営されるということを基本姿勢とするためには、まず協会の会則改正からはじめなくてはならず、この改正をどのような形で進めるかが論議された。この結果その手順は、

改正委員の選考委員の選出法

改正委員の指名

改正委員の総会指名

によって行なわれた。この結果、前田満氏の提案を総会によって可決し、齋藤雄一氏、齋藤慎男氏、百武充氏、久万田敏夫氏、山田明人氏が選考委員として選出された。これら委員によって構成された選考委員会は別室で慎重に審議を行ない候補として選ばれた九氏は、総会において満場一致で改正委員として承認され、可決をみた。

選出層は幅広く、かたよりを少なくという主旨で、八木健三氏、小関隆禎氏、坂本直行氏、門脇松次郎氏、芳賀良一氏、西村 格氏、石川 治氏、鮫島惇 一郎、および法人として王子造林が選ばれたのである。これら改正委員は総会終了後、ただちに会則審議の日程、改正委員長の選出を行ない、第一回の会合を十二月八日に、委員長として八木氏の選出を行なった。

第二回の審議は十二月二十三日に行な

い、これら二回の会合において審議した改正内容の集約結果を昭和四十八年一月十一日の第三回の改正委員会で検討し、一月二十六日の臨時総会にかけることになったのである。

これらの改正内容の重点は、会員の総意を理事会に正確に反映させ、協会が会員の意志を代表して運営されることを骨子としたものである。

〈役員選出の経過報告〉

小 関 隆 祺

本年一月二十六日開催された臨時総会において新会則と理事選出規定が決定さ

れ同時に会員のなかから、前田 満、村本輝夫、山口 透、小池保子、小関隆祺の五人が、選挙管理委員に指名されました。その後の経過を委員の一人として報告いたします。

一月二十七日第一回選挙管理委員会投票用紙および会員名簿の様式、返送された投票の管理方法などを決定した。準備ができ次第、投票用紙などを発送することを事務局に依頼した。

二月二十一日第二回選挙管理委員会総会で二月二十日到着をもって投票のしめきりとしたので、翌二十一日夕方より開票を行なった。

発送投票用紙 五三八  
投票数 三〇〇

無効 三  
白票 三  
有効投票 二九四  
(三名連記なので総投票数は、八八二)  
高点者より二十名の氏名、および得票数はつぎのとおりである。

辻井達一 91、井手貴夫 90、伊藤秀五郎 53、犬飼哲夫 51、鮫島悖一郎 47、坂本直行 40、西村 格 27、斎藤春雄 19、伊藤浩司 19、石川俊夫 19、小関隆祺 18、小川 巖 18、午来 昌 16、上田五郎 14、斎藤雄一 14、高橋延清 14、吉田重雄 13、荒磯敏仰 13、八木健三 12、土屋祝郎 12。  
(次点 山田明人 11)

以上の二十名の方に対し、選挙管理委員会より理事就任の承諾方を要請することとした。

昭和47年度協会会計収支決算 ならびに昭和48年度収支予算 北海道自然保護協会			
昭和47年度収支決算 (自昭和47年4月1日 至昭和48年3月31日)			
収入の部		支出の部	
法人会費	965,000	会議費	93,580
個人会費	619,000	旅費	28,437
雑収入	89,480	会誌発行費	1,070,680
前期繰越金	425,865	通信費	166,530
預金利子	4,126	交通費	22,740
		交諸事務	10,000
		図書資料費	405,184
		雑費	50,624
		繰越金	46,770
計	2,103,471	計	2,103,471
昭和48年度収支予算 (自昭和48年4月1日 至昭和49年3月31日)			
収入の部		支出の部	
法人会費	1,000,000	会議費	50,000
個人会費	900,000	旅費	200,000
雑収入	80,000	会誌発行費	900,000
前期繰越金	208,926	通信費	150,000
		交通費	30,000
		交諸事務	20,000
		人事費	400,000
		図書資料費	200,000
		雑費	80,000
		予備費	50,000
計	2,188,626	計	2,188,926

ととした。

三月六日第三回選挙管理委員会前記二十名の方全部から承諾の返事があったので、選挙による理事二十名が確定したものと認め、選挙管理委員会の任務を終了したととし、副会長・犬飼哲夫氏に、さらに十名の理事を選出するための理事会(前記二十名)の招集をお願いすることとした。

三月十七日 理事会(二十名による)出席者 十三名(ほかに委任状五)

仮議長に斎藤雄一氏を選び、追加十名の理事の選出方法を協議した結果、まず道内各地域を代表する理事として芳賀良一(帯広)、門脇松次郎(苫小牧)、宗像英雄(函館)、重岡義雄(旭川)の四氏、市民層を代表する意味で、石川 洽、小池保子、野田四郎の三氏を全員一致で推せんすることとした。残りの三名については理事が自由に推せんした会員の中から三名連記で投票によって決定することとしその結果、村本輝夫、明道 博、久万田敏夫の三氏が選出された。なお、三位に同点者二名あったが、話し合いで一名を決定した。

以上の十名の方には仮議長・斎藤雄一氏より理事就任の承諾方を要請することとした。

三月三十一日 理事会出席者二十名(ほかに委任状六)

前回選出した理事十名の方から全員就任承諾が得られたので最初の理事会が成立した。斎藤雄一理事が議長となり会長副会長、常任理事の選出を行なった。

会長については各理事より自由に推せんをいただいたが、大部分の理事が伊藤秀五郎理事を推せんしたので投票により、全員一致で同氏を会長に決定した。副会長については、各理事が自由に推せんした理事のなから投票によって決めることとし、斎藤雄一理事が副会長に当選した。



### 陳情書、要望書

### 意見書、回答文書

常任理事三名については副会長の場合と同様に、各理事が自由に推せんした理事の中から三名連記の投票によって決定することになり、辻井達一、久万田敏夫、西村 格の三理事が選出された。なおこの場合も三位に同点者二名あったが、話し合いで一名を決定した。

### 勇払湿原の保全問題について

昭和四十七年六月六日  
北海道知事 堂垣内尚弘殿  
北海道財務局長上月重雄殿

北海道自然保護協会

理事長 井手 夫 貢

苫小牧市ウトナイ湖周辺および同湖に流入する美々川、勇払川、勇振川流域の湿原は特異な動・植物相を有するところであるとともに、将来の都市緑地として重要な核となりうる場所でありました。したがって、これらの地域の国有地の払下げ等については十分な調査が必要でありますので、格段のご配慮を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、今般、苫小牧自然保護協会から

別紙の地域について、とくに要望がありましたのでよろしくご配慮のほど願ひ上げます。(別紙として苫小牧自然保護協会の要望書添付)

### 豊平峡ダム周辺の施設計画について

H N C S 第九一号  
昭和四十七年六月二十二日

環境庁長官 大石武一殿

北海道知事 堂垣内尚弘殿

札幌市長 板垣武四殿

北海道自然保護協会

会長 東 条 猛 猪

豊平峡ダムの完成に際して、同地域の利用については各方面において種々の要

望もあることと存じますが、多目的ダムとして上水道としても使用せられることゆえ、舟遊び、キャンプ場、ホテル等の観光施設は全く設置せず、利用計画については公共的な最小限の施設にとどめてあくまで静寂な散策地として保持すべきであると考えますので、この点十分にご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

### 羊蹄山ロープウェイ施設計画について

H N C S 第九二号

昭和四十七年七月三日

函館営林局長 福島郡平殿

北海道自然保護協会

会長 東 条 猛 猪

最近羊蹄山にロープウェイ設立の計画がありますが、羊蹄山は本道有数の名山であって、このような山岳には殊に今日徒らに観光ブームの折柄、なおさら純粋に自然のままに保存すべきであります。また、全山各方面から見通しのきく山でありますから、ロープウェイ等の施設を作るとは甚だ景観を害することになりますし、また非常に治山上問題の多いところでもありますので、そのような建設によって予期せざる災害の原因となる恐れもあります。

以上のような理由から、羊蹄山のロープウェイには強く反対するものであります。

### 大雪山新・得清水線道路計画についての意見書

H N C S 第九四号

昭和四十七年七月二十一日

環境庁長官 小山長規殿

北海道自然保護協会

会長 東 条 猛 猪

本件について当協会は先にH N C S 第八六号で、まず路線変更および生態学的な事前調査を実施するべきことを要望いたしました。しかしその後、各地の山岳道路が自然に対し予想以上に深い損傷を与えた事例の増加にかんがみ、問題の道路建設には、ぜひ充分な上記の調査を行なって、建設実施の可否を決定されたいものと考えます。

本件に関係ある地域は、大雪山の心臓部ともいえるべく、その自然がよく保存されてきて、現在わが国ではもつとも貴重な原始境の一つでありますし、またなるべくこのまま将来に残したい自然遺産でもあります。この地域に道路を通すことは、生態学的に複雑かつ深刻な影響をおよぼし、短年月の間に回復至難の状態にしてしまう危険をはらんでおります。特にこの道路開設によって得られる交通上の便益は産業的にも、観光的にもお疑問が少なくありません。この地域の鉱物資源に期待できるもの無いことはすでに専門家の証言しておられるところでもあります。

大雪縦貫自動車道路「道々忠別・清水線」に対する要望書

昭和四十七年十月十六日

北海道自然保護協会理事会

一、自然公園審議会委員あて

北海道自然保護協会理事会は、このたびの大雪縦貫自動車道路「道々忠別・清水線」の計画路線に対して強く反対し、この計画を速かに撤回せられるよう要望するものであります。

申すまでもなく、大雪山国立公園は我が国の国立公園の中でも、最もよく原始的な自然の残されているところであり、殊にこの計画路線附近は、自然の秘境として現在わが国に残されたほとんどが唯一ともいふべき貴重な地域で、自然公園法による特別保護地区であり、文化財保護法による天然記念物保護地域でもあり、学術研究と鑑賞の対象として国民の至宝ともいふべきもので、いずれは自然環境保全法の第一に適用せられるべきところでもあります。ここに自動車道路を通すことは生態系を攪乱し、この最後に残された自然境を破壊し、子孫に伝えるべき国民の最も貴重な財産を失うに至らしめることは、すでに各方面のこぞって指摘している通りで、今更ここに繰返す必要もないほどであります。

また、いうところの産業道路として鉱物資源に乏しく、森林関係の開発にもこの路線のように、一千メートルを越す高

原に達する必要は全くありません。旭川―帯広間の幹線道路としても、高度六百メートルの狩勝峠を利用するほうがはるかに便利で、冬期間使用不能な本道路は全くその価値が認められないのであります。

各委員におかれましては事の重大さをよくご考慮下さいまして、この路線の実施に反対せられるようお願い致します。

二、北海道開発庁長官 福田 一あて  
北海道自然保護協会理事会は、このたびの大雪縦貫自動車道路「道々忠別・清水線」の計画路線に対して強く反対し、この計画を速かに撤回せられるよう要望するものであります。

申すまでもなく、大雪山国立公園はわが国の国立公園の中でも、最もよく原始的な自然の残されているところであり、殊にこの計画路線附近は、自然の秘境として現在わが国に残されたほとんどが唯一ともいふべき貴重な地域で、自然公園法による特別保護地区であり、文化財保護法による天然記念物保護地域でもあり、学術研究と鑑賞の対象として国民の至宝ともいふべきもので、いずれは自然環境保全法の第一に適用せられるべきところでもあります。

ここに自動車道路を通すことは生態系を攪乱し、この最後に残された自然境を破壊し、子孫に伝えるべき国民の最も貴重な財産を失うに至らしめることは、すでに各方面のこぞって指摘している通りで、今更ここに繰返す必要もないほどで

あります。また、いうところの産業道路としても鉱物資源に乏しく、森林関係の開発にもこの路線のように一千メートルを越す高原に達する必要は全くありません。旭川―帯広間の幹線道路としても高度六百メートルの狩勝峠を利用するほうがはるかに便利で、冬期間使用不能な本道路は全くその価値が認められないのであります。

以上の理由によって我々はこの路線の実施に強く反対し、この計画の撤回を要望するものであります。

大雪縦貫自動車道路「道々忠別・清水線」建設反対に

関する意見書

昭和四十七年十月二十六日

環境庁長官 小山長規殿

自然公園審議会長 足立 正殿

自然公園審議会委員各位

財団法人 日本野鳥の会

会長 中西 悟 堂

財団法人 日本鳥類保護連盟

理事長 山 階 芳 磨

財団法人 観光資源保護財団

会長 堀 木 鎌 三

財団法人 世界野生生物基金

日本委員会

理事長 古 賀 忠 道

北海道自然保護協会

理事長 井 手 貴 夫

財団法人 日本動物愛護協会

理事長 加藤しづえ

社団法人 日本山岳会

会長 三 田 幸 夫

京都大学学士山岳会

会長 四 出 井 綱 英

財団法人 日本ユースホステル協

会

財団法人 東京部ユースホステル

協会

会長 窪 川 雪 夫

全国地域婦人団体連絡協議会

会長 山 高 し げ り

大雪の自然を守る会

代表 西 村 格

全国自然保護連合

会長 荒 垣 秀 雄

財団法人 山階鳥類研究所

理事長 山 階 芳 磨

日本生物教育学会

会長 下 泉 重 吉

日本鳥学会

会 頭 黒 田 長 久

日本魚類学会

会長 石 山 礼 藏

社団法人 日本植物友の会

会長 本 田 正 次

日本哺乳動物学会

会長 今 泉 吉 典

われわれ自然保護関係団体は、自然保護の立場に則り下記理由に基づいて、大雪縦貫自動車道路の建設に断固反対いたします。

(理由) 記

大雪山はわが国最大の国立公園であり、広大な原始自然が保存されているほとんど唯一の地域であります。動植物もこの地方独特で、学術上重要なものが多数生息しております。

このような背景から、環境庁は大雪山縦貫道路計画に対し、貴重な自然を破壊するとして、認可しない方針でありました。しかるにこのたび、今までの態度を急変し、道路建設を認める旨発表されました。関係自然保護団体はもとより、自然公園審議会の意見も聞くことなしに、認可の方針を公表したこと自体大きな問題ですが、すでに大雪の自然を守る会、等各団体の指摘でも明らかのように、産業道路としての意義はなく、この道路建設の意味は全くありません。

また、このような原始自然の地域でも、車道建設が認められるとあって、各地の山岳道路計画が一勢に動きはじめている現状です。あれほど問題になった尾瀬の道路すら、復活のきざしがあるくらいです。このようなわが国の現状に対し、設立一〇〇年を迎えた世界最古のイエロー・ストーン公園では、自然保護の立場から新設道路を認めないだけでなく、既設の道路や施設のとりこわしも始めています。その他の欧米諸国もその方向であるといえます。大雪山のみならず、わが国の自然公園のあり方も根本的に考えなおすことが急務であります。

以上の観点からわれわれ自然保護関係団体は、この大雪山縦貫自動車道路の建設に断固反対するとともに関係各位の誠

意ある処置を切望するものであります。

### 衆議院議員立候補者に対する公開質問状

全国自然保護連合ほか二団体と共同して、昭和四十七年十一月二十九日付で全道の衆議院議員立候補者に対して、自然保護についてどのような基本的考えを持っているか、質問した。その質問事項は次の四点である。

一、前環境庁長官大石武一氏が、正義の味方とまで世間からいわれたのは、開発に背を向けても住民の立場で生活環境を守ろうという姿勢をとられたからです。

小山長官の代になり、観光山岳道路が続々認可になるなど環境庁変身が起りました。あなたは自然の保護を開発サイドで考えてよいと思われませんか。二、志布志湾の住民は、おれたちはスモッグの下でビフテキを食うよりも、青い空の下でニギリメンを食いたい。といって、企業の進出を拒みました。

あなたは、漁村・農山村に企業を移して美しい自然をつぶし、住民の精神的・肉体的生活環境を変えてもよいと思われませんか。

三、あなたは日本に、秘境ともいふべき美しい自然がまだ残っていると思われませんか。

もしあるとすれば、そのような自然環境を観光開発によって、金もうけの対象に変えてよいと思われませんか。

四、いま、北海道では(1)大雪山縦貫道路問題、(2)サロベツ原野の開発問題、(3)三剣路渥原の開発問題などがそれぞれ論議されています。あなたは自然保護・環境保全上、これらをごどのようにお考えになりますか。

このほか、昭和四十七年七月六日付H NCS第九三号で、北海道知事にあて、道々清水―糠平線道路について、の要望書を、また昭和四十七年八月八日付H NCS第九五号で、環境庁長官にあて、〃恵庭岳復元計画をただちに立案実施すること〃の要望書を提出した。

### □新役員の紹介□

会長 伊藤秀五郎  
副会長 斎藤 雄一  
常任理事 久万田敏夫・辻井達一・西村格  
理事 荒磯敏仰・石川俊夫・井手貴夫・伊藤浩司・犬飼哲夫・上田五郎・小川 巖・小関隆祺・門脇松次郎・小池保子・午来 昌・斎藤春雄・坂本直行・鮫島博一郎・重岡義雄・高橋延清・土屋祝郎・八木健三・野田四郎・芳賀良一・宗像英雄・村本輝夫・明道博・吉田重雄(あいうえお顧問)  
選挙で選出された二〇名の理事と、この理事によって選出された一〇名の理事によって、会長・副会長・常任理事が右のように決定しました。二年間よろしくお願いたします。

私たちの協会も、大雪山の道路問題を契機として、四月から再出発が計られて

いますが、会の運営に会員の意見をいかに反映させるかが今後の課題であろう。各地で起こっている自然保護上の問題や会の運営に対する意見を、どんどん協会あてに提起していただきたいと思う。

### 編集 前後

野付半島を先日歩いて驚かされた。野付の価値は、センドイハギヤワタズダの群落が、国後や知床の山と北の海を背景に形ちつくる、荒涼とした自然景観であろう。昨年までは、これに漁村の人達の番屋が非常に良くマッチして、北国の自然をより美しいものにしていた。ところが今年は、竜神岬のずっと奥まで点々と電柱が並び、野付特有の景観は無残にも破壊しさられていた。

自然保護地域内でも、電力の供給などは、必要な場合が多い。しかしこのような地域での工事は、もっと景観の保護を考えて埋設工事や自家発電施設など、工夫、検討を願わずにはいられない。

(西村)

昭和四十八年六月十日発行

札幌市中央区北二条西八丁目

北海道大学植物園内

発行所 北海道自然保護協会

電話(二二)〇〇六六番

発行人 井 手 貴 夫

印刷 札幌印刷株式会社